

## 6月定例月議会における議案に対する意見募集

### No.3 商店街街路灯電灯料補助金

商店街における街路灯、アーケード照明等（以下「街路灯等」という。）の設置を促進し、商店街の快適性、利便性及び安全性を確保しようとするものです。

今回の事業に対するご意見を募集します。

#### 1. 内容

近年のエネルギー価格高騰の影響を受けている商店街事業者に対してさらなる支援を行うため、令和5年度のみ措置として電灯料補助率を拡充する。

[補助金の概要]

補助対象者	四日市商店連合会に加盟する商店街振興組合、発展会、その他の商店街組織
補助対象経費	(1) 電灯料 商店街等が負担する当該年度の9月分の電灯料に1/2を乗じた金額 (2) 街路灯等の新設等 ①街路灯等の新設 : 商店街等が自らの負担でLED街路灯を設置した際にかかる費用 ②街路灯等の修繕 : 商店街等が自らの負担で設置したLED街路灯等で、LED灯の交換、自動点滅器の修繕等にかかる経費 ③街路灯等の撤去 : 商店街等が自らの負担で設置した街路灯等で、専用柱等の撤去にかかる費用
補助率	(1) 電灯料 補助対象経費の <u>2/3以内</u> の金額（予算の範囲内） ※ 従来の1/2から拡充 (2) 街路灯等の新設等 ①街路灯等の新設 : 補助対象経費の3/10以内（上限100千円）（予算の範囲内） ②街路灯等の修繕 : 補助対象経費の3/10以内（上限20千円）（予算の範囲内） ③街路灯等の撤去 : 補助対象経費の3/10以内（上限20千円）（予算の範囲内）

#### 2. 補正予算額

2,000千円

(財源内訳) 一般財源 2,000千円